

問合せ先  
 第四管区海上保安本部  
 警備救難部 刑事課長 山根（内線 3170）  
 TEL052-661-1611

平成27年 1月29日

平成26年の海上犯罪の状況（速報）

平成26年の第四管区海上保安本部管内における海上犯罪の送致件数は469件で、前年より5件減少しました。

送致件数の中で最も多かったのは、漁業関係法令違反の217件で、送致件数全体の約46%を占めており、主な違反の内容は、遊漁者等の漁具漁法の制限違反（「じょれん」を使用した貝類採捕）でした。

1 過去5年間の送致件数の推移 [件]

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
送致件数	545	550	460	474	469

2 法令別内訳 [件]

	刑法犯	海事関係 法令違反	漁業関係 法令違反	海上環境関 係法令違反	出入国関係 法令違反	その他の 法令違反
送致件数	47 (43)	137 (148)	217 (247)	62 (27)	1 (5)	5 (4)

( )内は平成25年の件数

(1) 刑法犯罪種別 [件]

	失火	傷害	業務上過失往 来危険 ※1	業務上過失 致死傷 ※2	その他
送致件数	2 (2)	1 (1)	31 (26)	10 (12)	3 (2)

( )内は平成25年の件数

※1 業務上過失往来危険：船舶の衝突、乗揚げ等

※2 業務上過失致死傷：船舶の衝突、船上作業等による死亡、負傷

(2) 海事関係法令別 [件]

	船舶法 関係	船舶安全法 関係 ※1	船員法 ※2	船舶職員及び小 型船舶操縦者法	港則法	その他
送致件数	27 (23)	42 (70)	43 (37)	13 (16)	8 (2)	4 (0)

( )内は平成25年の件数

※1 船舶安全法関係等違反：無検査航行、臨時検査不受検航行等

※2 船員法違反：雇入契約の公認の不申請等

(3) 漁業関係法令別

[件]

	漁業権侵害 ※1	無許可操業	許可の内容 違反	許可の制限 条件違反	水産動植物の 採捕所持販売	その他 ※2
送致件数	44 (67)	2 (2)	20 (39)	9 (12)	10 (7)	132 (114)

( )内は平成25年の件数

※1 漁業権侵害：漁業県内における遊漁者の貝類の採捕

※2 その他：遊漁者等の漁具漁法の制限等

(4) 海上環境法令別

[件]

	海洋汚染等及び海上災害 の防止に関する法律 ※1	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 ※2	水質汚濁 防止法	港則法
送致件数	26 (14)	31 (10)	2 (1)	3 (2)

( )内は平成25年の件数

※1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律：船舶からの油の排出、船舶の投棄

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の投棄

3 傾向と今後の取締り方針

平成26年の送致件数の内訳としては、海事関係法令違反、漁業関係法令違反が減少しているものの、依然として送致件数の大部分を占めていることから、漁船やプレジャーボートの船舶検査証書等不受有航行（所謂無検査航行）や臨時検査不受検航行、遊漁者の漁法の制限違反に重点を置いた取り締まりを行っていきます。

また、海上環境法令違反が平成25年から大幅に増加した海上環境法令違反について、引き続き船舶の投棄や廃棄物の不法投棄事案、水質汚濁防止法違反である工場排水の不法排出等の悪質な事案の取り締まりに取り組んでいきます。